

# 「地域と学校の連携・協働のさらなる推進方策」

～コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進をとおして～

ふくしま学校と地域の未来研究所 代表 安齋宏之  
(文部科学省総合教育政策局 CSマイスター)

# 1 地域と学校の連携・協働の必要性とは

## <学校サイドからの必要性>

- ① 持続可能な社会の創り手の育成の視点から
  - ・ 「社会に開かれた教育課程」実現
- ② 複雑化・多様化した課題解決の視点から
  - ・ いじめ・不登校などの生徒指導上の課題
  - ・ 働き方改革
- ③ 「チームとしての学校」の実現の視点から



学校が抱える課題を校長や教職員だけで解決することは困難  
学校が抱える課題は、社会の課題（学校は社会の縮図）

**地域との連携・協働が必要**

## <地域サイドからの必要性>

- ① 地域コミュニティの希薄化の視点から
  - ・ 地域活動の担い手不足→活動の中止へ
- ② 少子・高齢化、人口減少の視点から
  - ・ 子供会、老人会等の社会教育関係団体の組織率の低下
- ③ 困難な対場にある人々に関する課題の視点から
- ④ 自然災害への対応（防災）の視点から



ソーシャルキャピタルの低下  
地域の教育力の低下  
地域の安全に対する疑念の高まり



**学びを通じた「人づくり・つながりづくり・地域づくり」が必要（社会教育の必要性）**  
しかし・・・

「自分には関係ない」

「自分がやらなくても誰かがやってくれるだろう」

「行政の任せておけば・・・」

### <社会活動への参加意向>

・ 参加したい	9.4%	実際の参加率 32.0%
・ どちらかというに参加したい	26.5%	
・ どちらかというに参加したくない	39.3%	
・ 参加したくない	24.8%	

（「令和4年度少子高齢社会等調査検討事業報告書」 R5.3）

地域住民が社会活動に参加するには、参加のハードルが低いことが大切

- 身近なこと
- 誰もができること
- 誰にとっても大切なこと（利害が対立しない）



子供のこと、学校のごことは社会活動の参加のきっかけになりやすい。

## **学校との連携・協働が必要**

## **コミュニティ・スクールと地域学校協働活動は、 地域と学校が連携・協働するツール**

- ・ 保護者・地域住民が学校経営に参画する仕組みとしてのごこと**コミュニティ・スクール**
- ・ 地域住民の対話の場としてのごこと**コミュニティ・スクール**
- ・ 地域全体で子供たちの学びや成長を支える仕組みとしてのごこと**地域学校協働活動**
- ・ 社会教育の入り口（身近な大人の学びの場）としてのごこと**地域学校協働活動**
- ・ 地域活動参画のきっかけ、多世代交流の場としてのごこと**地域学校協働活動**

## 2 コミュニティ・スクールと

地域学校協働活動の一体的推進とは

## コミュニティ・スクールとは・・・？

### (1) コミュニティ・スクールとは

コミュニティ・スクール = **学校運営協議会を設置した学校**

#### 学校運営協議会とは・・・

法律に基づき教育委員会により任命された委員が、一定の権限を持って、学校の運営とそのために必要な支援について協議する**合議制の機関**のことです。

#### 学校運営協議会の主な3つの役割（地教行法第47条の5）

- ① 校長が作成する学校運営の基本方針を承認すること
- ② 学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べるができる
- ③ 教職員の任用について、教育委員会規則で定める事項について、教育委員会に意見を述べるができる

# コミュニティ・スクールとは・・・？

## (2) 地域学校協働活動とは

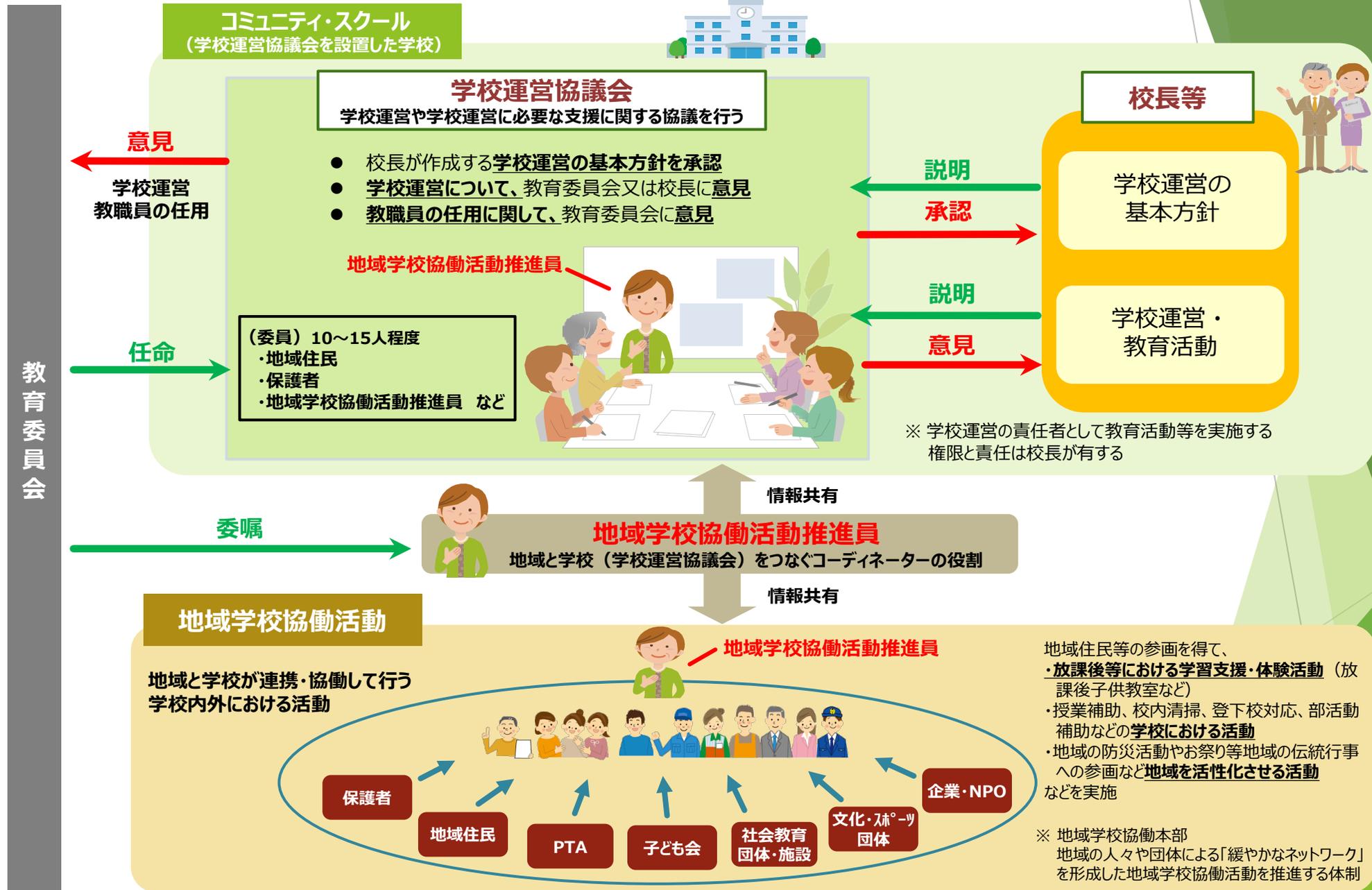
地域学校協働活動とは、地域住民、学生、保護者、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の**参画**を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、学校と地域が相互にパートナーとして連携・協働を行う様々な**活動**です。



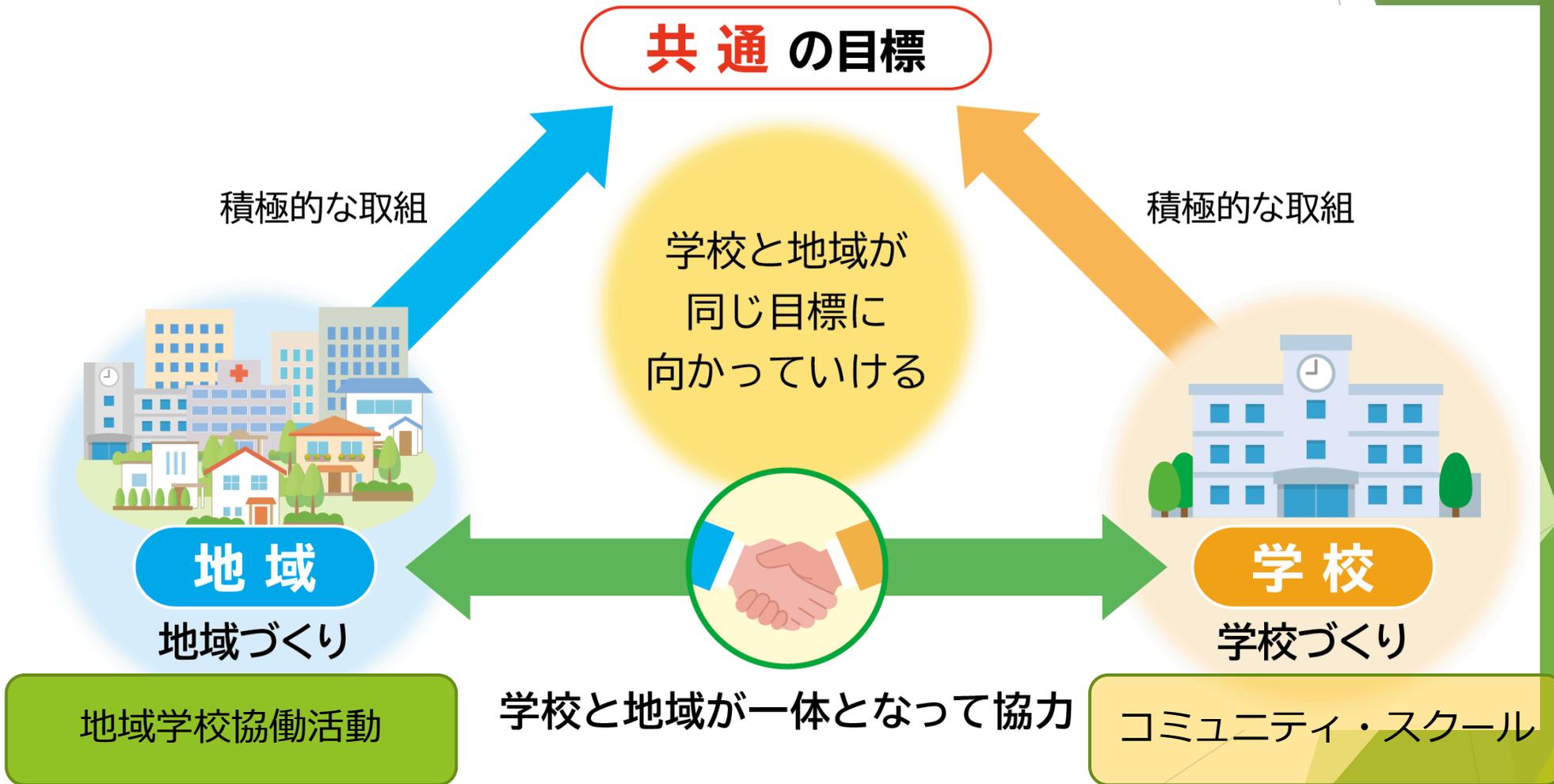
地域学校協働活動は、社会教育法第5条第2項より、学校と協働して行う以下の活動と規定されています。

- 学校の授業終了後又は休業日において学校、社会教育施設等で行う学習、その他の活動
- ボランティア活動、社会奉仕体験活動、自然体験活動、その他の活動
- 社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して、学校、社会教育施設等で行う教育活動、その他の活動

# (3) コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進



# CSと地域学校協働活動を一体的に推進することで…



# 令和6年度 コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査



文部科学省ではコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）と地域学校協働活動の一体的な推進による地域と学校の連携・協働体制の構築を推進しており、毎年、実施状況に関する全体的な調査を実施。令和6年度（令和6年5月1日現在）の結果は以下のとおり。

## コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）

### 公立学校の導入校数

18,135校 (52.3%) **20,153校 (58.7%)**  
2,018校増 6.4ポイント増

### 導入自治体数

1,347自治体 (74.3%) **1,449自治体 (79.9%)**

### うち、小・中・義務教育学校

16,131校 (58.3%) **17,942校 (65.3%)**  
1,811校増 7.0ポイント増

40都道府県 16指定都市  
1,375市区町村 18学校組合

※コミュニティ・スクール：保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持って学校運営に参画する「学校運営協議会」を置く学校

※学校運営協議会類似の仕組みを設置している学校 4,099校  
(前年度から719校減)

## 地域学校協働本部

### 公立学校の整備校数

21,144校 (61.0%) **21,935校 (63.9%)**  
791校増 2.9ポイント増

### 地域学校協働本部数

12,870本部 **13,433本部**  
563本部増

### うち、小・中・義務教育学校

19,812校 (71.7%) **20,460校 (74.5%)**  
648校増 2.8ポイント増

※地域学校協働活動：幅広い地域住民や団体等が参画し、地域と学校が連携・協働して行う学校内外で行われる子供たちの成長を支える多様な活動

## コミュニティ・スクールと地域学校協働本部の一体的な整備状況

### コミュニティ・スクールのみ

4,527校 (13.2%)

### コミュニティ・スクール・地域学校協働本部の両方

13,486校 (38.9%) **15,626校 (45.5%)**  
2,140校増 6.6ポイント増

### うち、小・中・義務教育学校

12,886校 (46.6%) **14,817校 (53.9%)**  
1,931校増 7.3ポイント増

### 地域学校協働本部のみ

6,310校 (18.4%)

## 地域学校協働活動推進員等（地域コーディネーターを含む）

### ① 地域学校協働活動推進員等の配置人数

33,399人 **34,613人 (1,214人増)**  
**1,534自治体 (84.6%)**

### ② ①のうち、地域学校協働活動推進員としての委嘱人数

13,144人 **15,230人 (2,086人増)**  
**852自治体 (47.0%)**

### ③ ①のうち、学校運営協議会委員である者

11,125人 **13,583人 (2,458人増)**

### ②のうち、学校運営協議会委員である者

6,055人 **7,850人 (1,795人増)**

※地域学校協働活動推進員等：地域学校協働活動を実施するにあたり、企画・提案や関係者との調整など全体のコーディネートを行う調整役

### 今後の方針

- 導入が進んでいない自治体に対するCSマイスターの重点的な派遣
- 地域学校協働活動推進員等の配置充実、課題に対応した追加配置、資質向上等への支援
- 全国フォーラムや自治体向け説明会・協議会、文部科学大臣表彰の実施

更なる導入の加速化、地域学校協働活動との一体的な取組の推進など取組の質の向上を図る

### 3 一体的推進による成果・効果とは

不登校や不登校傾向の子供が増加し、対策が必要な状況にあった。子供の居場所「ぬくぬく」を開設するなど、**地域とのつながりによって多様な生き方を知り自己肯定感を高める取組**を行った。

### 学校運営協議会

- 子供や学校の状況を把握し、学校運営協議会として何ができるかを検討
- 3校の学校運営協議会委員に、保護者や地域住民、教員が加わった熟議を継続して開催（3年間）
- 地域として、育てたい子供の姿を共有

一体的  
推進

### 地域学校協働活動

- 地域学校協働活動推進員が中心となり、子供の学ぶ機会や居場所となる「ぬくぬく」を月1回開催
- 子供たちが他者と関わる活動として、「放課後カフェなないろ」や「地域の方のお話を聞く会」などを開催

### 成果・効果

- 学校運営協議会として問題意識を共有すること（大人の学び）で、不登校等の課題解決に向けた取組が増え、多様な活動の提供につながり、変化の兆しが見えてきた。
- 不登校対策や特別支援教育を充実させる体制づくりが進み、学校運営の改善につながった。



東日本大震災により地域コミュニティの再構築や子供と地域のつながりの希薄さが課題となっていた中、学校運営協議会と地域学校協働活動によって、教育を通じた地域のネットワークを形成し、コミュニティの復興を促進

学校運営協議会



- 活動テーマごとの部会の設置
- 小中学生も参加する熟議の実施
- 地域と学校が協働した防災授業の実施

→ 誰もが町の教育について  
気軽に語り合う文化の創造

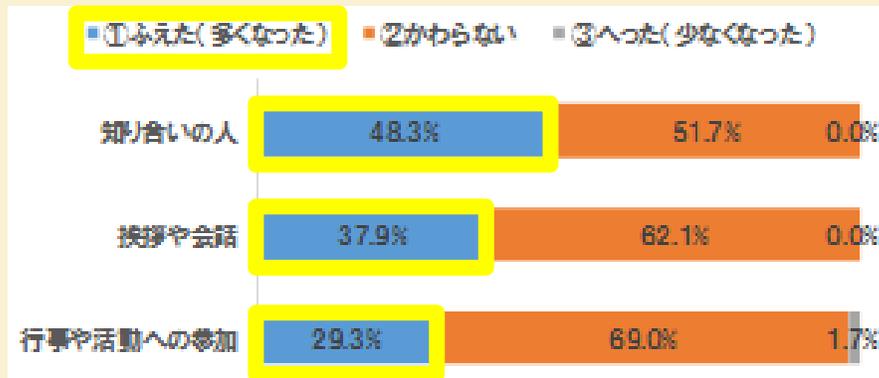
地域学校協働活動

- 地域参画型の放課後子供教室では、子供の意見などを参考に、地域住民と連携・協働した活動を実施
- ・ 特産品のゆずを使ったレシピの開発
- ・ 地域施設をより良くするプロジェクト 等

一体的  
推進

成果・効果

- 放課後子供教室に参加した大人が1年間でのべ600人以上となるなど、地域と学校の連携・協働が日常的なものとなった。
- アンケート調査結果より、地域との関わりが強くなったことがわかる。



## 【事例】学校運営協議会を起点とした学校における働き方改革（埼玉県戸田市）

地域住民や保護者の理解・協力を得ながら学校における働き方改革を一層推進するため、教育委員会による指導・支援のもと、学校運営協議会で学校における働き方改革に関する熟議を推進。

### 学校・学校運営協議会の取組

#### ＜戸田市立戸田南小学校の例＞

- ◆ **学校における働き方改革に関するテーマ**について、教職員を交えた拡大学校運営協議会での熟議を含め、**継続的に取り組む**など重点的に取り組む。
- ◆ 学校運営協議会委員に授業見学、学校行事への参加等を積極的に案内するとともに、子供たちを交えた熟議の実施や、総合的な学習（PBL）の成果を学校運営協議会で発表する場の創設により、**子供たちの学びや学習環境への理解**を深めた。



教職員を交えた拡大学校運営協議会

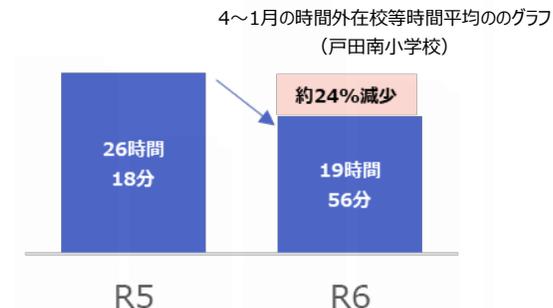


地域住民による登校時の見守り

- ◆ 学校と家庭・地域の相互理解が促進され、**信頼関係**が構築。**学校運営協議会での本音の議論、各取組の見直しや精選が可能となった。**
- ➔ 入学当初の1年生の**登校後や休み時間の見守りなどの生活支援の一部を地域の方へ依頼。**

### 成果と今後の展望

- ◆ 市内の教職員の**時間外在校等時間が減少**。
- ◆ 戸田南小のように、学校運営協議会ごとに工夫を凝らした取組が見られはじめるようになった。
- ◆ 今後は、教育委員会の支援を**学校の実情に応じて伴走**することでさらに**自走を促していく取組にシフト**。



## －「3分類」に係る取組状況－

- 「学校・教師が担う業務に係る3分類」(\*)に係る取組状況については、全体的に順調に取組が進んでいるが、教育委員会間の取組状況の差が見られる。
- 14項目の中でも、「登下校時の対応」、「授業準備」、「学習評価や成績処理」については、昨年度から全体で5ポイント以上伸びている。

基本的には学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務	教師の業務だが、負担軽減が可能な業務
<p>①登下校に関する対応</p> <p>②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応</p> <p>③学校徴収金の徴収・管理</p> <p>④地域ボランティアとの連絡調整</p>	<p>⑤調査・統計等への回答等 (事務職員等)</p> <p>⑥児童生徒の休み時間における対応 (輪番、地域ボランティア等)</p> <p>⑦校内清掃 (輪番、地域ボランティア等)</p> <p>⑧部活動 (部活動指導員等)</p>	<p>⑨給食時の対応 (学級担任と栄養教諭等との連携等)</p> <p>⑩授業準備 (補助的業務へのサポートスタッフの参画等)</p> <p>⑪学習評価や成績処理 (補助的業務へのサポートスタッフの参画等)</p> <p>⑫学校行事の準備・運営 (事務職員等との連携、一部外部委託等)</p> <p>⑬進路指導 (事務職員や外部人材との連携・協力等)</p> <p>⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応 (専門スタッフとの連携・協力等)</p>

※ 「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について (答申) (213号) (平成31年1月25日)」で示された分類。

令和6年度 教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査より

## 基本的には学校以外が担うべき業務

取組内容	★ : 実施率(※1)が80%以上の項目 ↑ : R5調査に比べて5%以上増加している項目	都道府県 (n=47)	政令市 (n=20)	市区町村 (n=1,731)	総計 (n=1,798)
①登下校時の対応は、 <b>学校以外の主体</b> （地方公共団体、教育委員会、保護者、スクールガード・リーダー、地域人材等）が中心に対応している		47.4%↑	★85.0%	73.0%↑	72.6%↑
②放課後から夜間等における見回り、児童生徒が補導された時の対応は、 <b>学校以外の主体</b> （地方公共団体、教育委員会、保護者、地域人材等）が中心に対応している		38.3%↑	45.0%↑	44.9%↑	44.7%↑
③ <b>学校徴収金</b> （給食費を含む）の徴収・管理は、 <b>公会計化または教師が関与しない方法</b> （地方公共団体や教育委員会による徴収・管理を含む）で徴収・管理等を行っている		68.1%	70.0%↑	45.9%	46.7%
④ <b>地域人材等との連絡調整</b> は、窓口となる学校職員が直接行うのではなく、 <b>地域学校協働活動推進員</b> （社会教育法第9条の7）等の <b>学校以外の主体</b> が中心に行うよう、地方公共団体や教育委員会等において必要な取組を実施している		38.3%↑	70.0%↑	50.7%	<b>50.6%</b>

※1 各取組について、【a:既に実施した又は実施中】【b:実施に向けて検討中】【c:特に取り組んでいない、取り組む予定はない】のうち、【a:既に実施した又は実施中】を選んだ自治体の割合を「実施率」としている。

※2 問①は、所管する全ての学校において、該当する業務がない教育委員会数を対象から除いた上で実施率を算出している。

## 第四節 学校運営協議会 第四十七条の五

旧	新
<p>4 対象学校の校長は、当該対象学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該対象学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。</p>	<p>4 対象学校の校長は、当該対象学校の運営に関して、教育課程の編成、<b><u>当該対象学校における公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）第七条第一項に規定する業務量管理・健康確保措置の実施</u></b>その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該対象学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。</p>

### 3 地域と学校の連携・協働のさらなる推進方策とは？

## (1) コミュニティ・スクールと

### 地域学校協働活動の一体的推進の加速化と質の向上

地域と学校の連携・協働をさらに推進していくためには、「コミュニティ・スクール」のすべての公立学校への設置、「地域学校協働活動」のすべての地域への整備を目指し、導入を加速化していくとともに、形骸化を防ぎ、取組の質の向上を図ることも必要である。

- ・ 「コミュニティ・スクール」「地域学校協働活動」のさらなる導入加速  
→すべての学校、地域へ
- ・ 取組の形骸化を防ぎ、質の向上を図る。  
→学校経営の改善、ソーシャルキャピタルの向上

そのためには・・・

一体的推進の主体者である教育委員会の役割強化

## ① 教育委員会の伴走支援体制の構築

- ・ コミュニティ・スクールが、その機能を効果的・継続的に発揮し続けるには、学校任せにすることなく、学校運営協議会の状況を把握しながら継続的に支援を行うことが必要である。特に、都道府県教育委員会においては、アドバイザーを配置するなど、市町村教育委員会と連携した体制を整備していく必要がある。
- ・ 上記の支援を行っていくためには、教職員や地域関係者へ適切な助言・指導ができるよう、管理主事・指導主事・社会教育主事等の研修を充実させる必要がある。

※社会教育主事は、その専門性を生かし、積極的に学校教育へ関わってもいいのではないかと。

## ② 学校教育部局・社会教育部局・首長部局との連携

- ・ 一体的推進のためには、学校教育部局と社会教育部局の連携が必須にもかかわらず、連携が図られていないために、コミュニティ・スクールと連動した地域学校協働活動になっていない状況も見受けれる。両部局間で連携チームを作るなど、一体的に推進する組織体制の整備が必要である。
- ・ コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進が、地域課題解決のプラットフォームになることが首長はじめ首長部局に十分に理解されていない。教育長のリーダーシップのもと、理解促進を図る必要がある。

### ③ 地域学校協働活動推進員の配置促進と資質・能力の向上

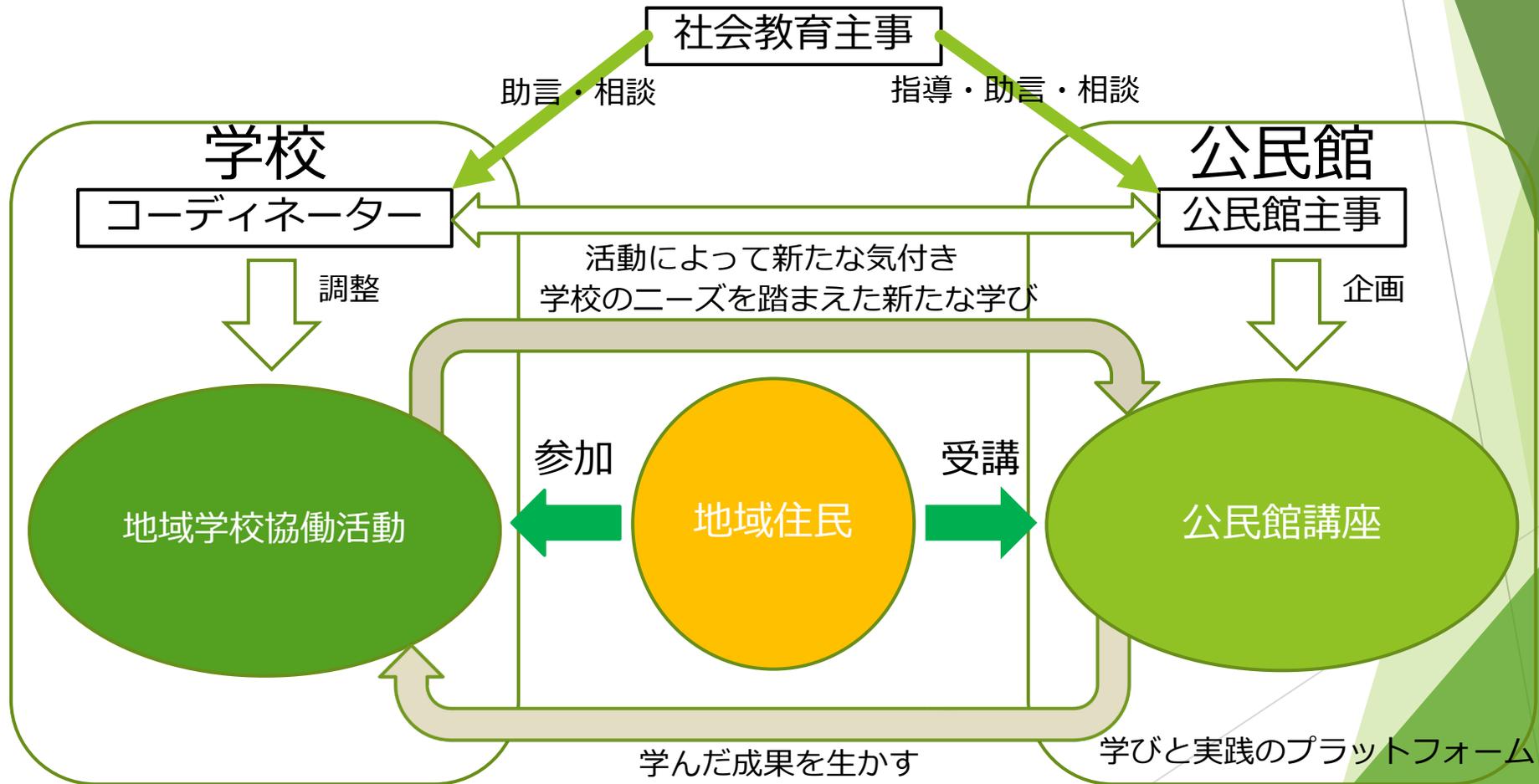
- ・ コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進のキーパーソンは、地域学校協働活動推進員である。教育委員会の責任で、人材の発掘、育成を行い、推進員としての役割を十分に果たせるような配置（複数名でチームを構成）が求められる。特に、学校への常駐的配置は、学校の働き方改革へも資する。
- ・ 地域学校協働活動を充実させるためには、「学校と地域をつなぐ」役割以外に、新たな地域学校協働活動の企画・立案や民間企業や各種団体等とのネットワークづくりなどにも取り組む必要がある。教育委員会による研修の充実に加え、「社会教育士」の称号取得を働きかけることも重要である。

### ④ PTA、子供会等の社会教育団体、民間企業とのネットワークの強化

- ・ 地域学校協働本部とは、「幅広い地域住民やPTAや子供会等の参画により形成された緩やかなネットワークを形成することにより、地域学校協働活動を推進する体制」と定義されているが、各団体等へ趣旨が十分に伝わっていないためか、連携が十分に図れていない。教育委員会が、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の理解促進に努め、各団体の活動目的との重なりを見つけ、参画を促すことが必要である。  
地域学校協働活動に参画することが、各団体の活動の活性化にも資する。

## (2) 地域学校協働活動の学びの循環（公民館活動の活性化）

公民館での学び（インプット）の成果を  
学校支援ボランティア（アウトプット）として生かす！



### (3) 学校と地域の目標の共有

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進するためには、学校と地域が目標やビジョンを共有する必要がある。そのためには、学校の教育目標を学校運営協議会の熟議を通し、学校・家庭・地域で一緒に作ることが有効である。

#### 実践例：熟議を生かした教育目標づくり（福島県本宮市立本宮まゆみ小学校）

##### <目標設定のプロセス>

- 8月・・・CS推進委員会において熟議
- 10月・・・教職員による熟議
- 11月・・・職員会議に教育目標（案）を提案、協議
- 12月・・・CS推進委員会へ教育目標（案）を提案、協議
- 12月・・・PTA本部役員会へ教育目標（案）を提案、協議
- 12月・・・職員会議で教育目標の決定



教育目標（令和3年度～令和8年度）

**「楽しいこと考えよう！」**

～しあわせを創るまゆみっ子（ハピネスクリエーター）の育成～

**めざす学校の姿**  
～楽しさいっぱい、  
笑顔はじけるまゆみ小～

- トライ&エラーを安心して繰り返せる学校
- 地域とともにある学校

教育目標 (令和3年度～令和8年度)

# 「楽しいこと考えよう!」

～しあわせを創るまゆみっ子 (ハピネスクリエイター) の育成～

- ・新学習指導要領「社会に開かれた教育課程」
- ・第6次福島総合教育計画「ふくしまの和」で表せるこころ豊かなたくましい人づくり
- ・本宮市教育振興基本計画
- ・本宮市学校教育指導の重点「笑顔あふれる共育のまちもとみや」

まゆみっ子につけたい4つの力 (キャリア教育の「基礎的・汎用的能力」育成の観点から)



**めざす教師の姿**  
 ☆子どもと共に学び続け、成長する教師  
 ☆同僚性を発揮し、チームとして子どもにかかわる教師  
 ☆温かく子どもの心に寄り添う教師

**めざす保護者の姿**  
 ☆先生との信頼関係を大切に、共に子どもの成長を見守る保護者  
 ☆子どものチャレンジを全力で応援する保護者  
 ☆子どもと同じ目線で考え、個性を尊重する保護者

**めざす地域の姿**  
 ☆大人も子どもも気軽に声をかけ合い、元気なあいさつができる「おせっかい」な地域  
 ☆子どもの安心・安全のため積極的に子どもにかかわる地域

**まゆみっ子を支えるベース**



# 学校の教育目標をみんなで作ると・・・

- 学校が身近な存在となり、地域住民の**当事者意識**が高まる。
- 地域学校協働活動の目標にもなる。 **(協育目標)**
- 目標をつくって終わりではなく、達成を目指すようになる。 **(責任感や覚悟の醸成)**
- 学校と地域が同じ夢を語るようになる。 **(共生目標)**



**地域住民のシビック・プライドの醸成へ**

# おわりに

地域と学校の連携・協働は、信頼関係があってこそ成り立つ。  
では、信頼関係は、どうやって構築するのか？

1 2年間の校長経験で学んだ信頼関係構築のコツは

- ① 対話を重ねること（対話の回数×対話した時間＝信頼の厚さ）
- ② 一緒に汗をかくこと（共汗的關係）

すなわち、コミュニティ・スクール（熟議）と地域学校協働活動をツールとして、教育目標の具現化を目指して学校経営を行っていく歩みの中で、学校と地域の信頼関係は構築される。（対話と信頼に基づく学校経営）

**「いい地域は、いい学校を育てる**

**いい学校は、いい地域をつくる」**